

治山・土木の林業事業者等意見交換会

奈良森林管理事務所事案を踏まえた綱紀粛正

平成 26 年 4 月 25 日

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所事案の概要について

1 奈良森林管理事務所職員の逮捕について

平成26年1月26日、近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所の職員と土木建設会社社長が奈良森林管理所長発注の「五百瀬（2号地）山腹工事」の入札（平成24年11月30日執行）に関する官製談合防止法違反容疑で奈良県警に逮捕され、2月14日には同じく「濁谷溪間工事」の入札（平成25年2月26日執行）に関する同容疑で再び逮捕された。

奈良地方検は、両者を2月14日と3月7日に官製談合防止法違反の罪で起訴し、これらの者はいずれも初公判で起訴事実を認めた。次回の公判は5月1日に開催され結審が予定されている。

近畿中国森林管理局は、1月28日に同土木建設会社に対して12ヶ月間の指名停止措置を行い、14日の再逮捕を受けて、2月19日にこれを16ヶ月間に変更する措置を行った。

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会設置要領

1. 趣旨

近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所に在職していた職員1名が、平成24年度に発注した2件の治山工事の入札に関する官製談合防止法等違反容疑で起訴されたことは、国有林野事業に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、近畿中国森林管理局（以下「局」という。）は、このような事態が発生したことを重く受け止め、こうした事案が二度と発生することのないよう強い決意を持って取り組んでいく必要がある。

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会（以下「委員会」という。）は、このような再発防止に向けた取り組みを進めるに当たり、必要な事項を検討し、提言を頂くため設置するものとする。

2. 構成メンバー等

(1) 委員会は、以下のメンバーにより構成する。

小柴 学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

(2) 委員の互選により委員長を選出する。

(3) 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3. 検討事項

委員会は、公判で明らかにされる事実等に関して、次の①から③までについて検討する。

① 事案の発生の原因・背景に係る調査・分析

② 職員の倫理・コンプライアンスに係る調査・分析

③ 再発防止等の検討・とりまとめ

4. 運営

(1) 会議は非公開で行う。会議終了後、議事の概要を局のホームページで公表する。

(2) 委員会の事務局は、企画調整課に置く。

(3) 委員会は委員長の判断に基づき近畿中国森林管理局長が招集する。

(4) 林野庁の職員は、説明員又はオブザーバーとして委員会に出席することができる。

(5) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が各委員の意見を聴いて定める。

5. 施行

平成26年4月16日を施行日とする。

奈良森林管理事務所に係る調査委員会（第1回）議事概要

平成26年4月18日

近畿中国森林管理局

1．開催日時：平成26年4月16日（水）13:30～15:30

2．場 所：奈良森林管理事務所 会議室

3．出席者：

（委員）福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

（欠席：小柴 学司 公認会計士・税理士）

（林野庁）近畿中国森林管理局 青木 庸三 局長 ほか

（オブザーバー（林野庁本庁）） 合田 和弘 林政部監査室長

4．議 事：

委員の互選により横田委員が委員長に選任された。

委員会として、事案の発生原因・背景や職員の倫理・コンプライアンスについての調査・分析を行い、再発防止策等について取りまとめることとされた。

事案の概要と奈良森林管理事務所における治山事業の概要、職員聴き取り調査、広島事案再発防止策と今回の事案との関係等について、近畿中国森林管理局からの説明及び意見交換を行った。

「悪しき慣習」が背景にあるなどと公判で検察から指摘されていることを踏まえた関係者への十分な聴き取り調査が必要、広島事案の再発防止策が浸透していたのかどうか職員からの聴き取り調査が必要等の指摘があった。

次回は、第2回公判（5月1日予定）の内容等も整理の上、5月中を目途に開催する、また、今後、7月頃のとりのまとめを目指して検討を進める等とされた。

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

**国民の皆様の
御理解と御協力をお願いします!!!**

国家公務員は、仕事を行う上で
国民の疑惑や不信を招くことがないよう、
国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程で
定められたルールを守っています。
国家公務員と付き合う際には御配慮ください。

ルールのほとんどは
「利害関係者」との関係
についてのものです

利害関係者とは	P.2
利害関係者との間のルール	P.4
利害関係者でない者との間のルール	P.7
特定の書籍等の監修料に関するルール	P.8

利害関係者とは

●利害関係者とは、国家公務員にとって、以下のいずれかに当たる者です。

1 **許認可等**を受けて事業を行っている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

2 **補助金等の交付**の対象となっている事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金等でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合は、「補助金等」として扱われます。

3 **立入検査、監査又は監察**を受ける事業者等又は個人

原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。

4 **不利益処分**の名あて人となるべき事業者等又は個人

例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。

5 **行政指導**により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人

6 **事業の発達、改善及び調整に関する事務**の対象となる事業を行っている事業者等

各省が行う事業行政の対象となる事業者等で、営利を目的とするものです。

7 **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

8 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関

※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が企業などの場合、その企業の利益のために国家公務員と接触していると見られる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は国家公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(→ 訓令・規則は倫理審査会のホームページで御覧いただけます。
内容について詳しく知りたい場合は直接各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、AがBに対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきときは、Aにとっても利害関係者とみなされます。

Q

A

&

こんな場合は??

Q | 問屋である別会社を通じてA官署に物品を納入している場合、A官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業マンは利害関係者になりますか？

A | 製品の売り込みをする営業マンは、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることとなります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

● **広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品**

例：会社の名前入りのカレンダー、創立○周年記念事業で配布している書籍など

● **結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記Q&A）**

Q & A こんな場合は？

Q | 国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A | 祝儀については、利害関係者からであっても、実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q | 国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q | 弔電や花輪についてはどうですか？

A | 国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることについては、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている物品の贈与に当たりますので、できません。

国家公務員が利害関係者から、物品や不動産を購入等した場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、その差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされます。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

酒食に限らず、どんなもてなしでも、利害関係者に費用を負担させて行うことはできません(ゴルフ、観劇によるもてなしなど)。

ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

●多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティー

例:立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立○周年記念パーティーに参加するような場合
着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められる場合があります。

●職務として出席した会議での簡素な飲食

例:仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合
国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演(→7ページ)の前後に、簡素な飲食を受けることも、認められます。

●公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例:国際会議の公式日程に含まれる外交儀礼的なレセプションに出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合等であれば、利害関係者と共に飲食をすることができます。

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。

ただし、国家公務員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることが必要です。(やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければならない。)

なお、利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食(→7ページ)は認められません。

注意

国家公務員が会費制、割り勘等として、自己の飲食にかかった費用を負担する場合でも、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することとなった場合には、当該国家公務員は、利害関係者から当該差額分の供給接待を受けたこととなります。

例:国家公務員が事前に会費として5000円を支払っていたが、結果的に一人当たりの費用は7800円となった。利害関係者側が不足分(2800円)を交際費で支払った。

→ 国家公務員は利害関係者から2800円分の供給接待を受けたこととなり倫理規程違反となる。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- 職務で利害関係者を訪問した際、公共交通機関が利用困難な場合など合理的な理由がある場合に限り、社用車などを利用すること



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

●ゴルフ

- ① 会員となっているゴルフクラブの月例コンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合
- ② 所属部局のOB会や県人会のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合(参加者が30~40名程度で、利害関係者が数名程度の場合)

●旅行

- ① 公務のための旅行
- ② 旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

- 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

- 職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等にかんがみ国民の疑惑や不信を招くおそれがないときには、前記(→4~6ページ)の行為をすることができます。

「私的な関係」とは、国家公務員の身分にかかわらない関係のことです。
例えば、家族の葬儀の際に、私的な関係(学生時代からの親しい友人など)がある利害関係者からは、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることができます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記（→4～6ページ）の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の恋人に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

※大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

国家公務員が、利害関係者から依頼されて、報酬を受けて講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得て行うこととなります。

参考

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

報酬については、各府省等で参考となる基準を定めることとされています。

利害関係者から依頼されたものであっても報酬を受けないものや利害関係者でない者から依頼されて報酬を受けるものについては倫理監督官の承認は必要ありません。

利害関係者でない者との間のルール

- 以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。
- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること（つけ回し）

参考

本省課長補佐級以上の国家公務員は、事業者等から1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することが必要です。

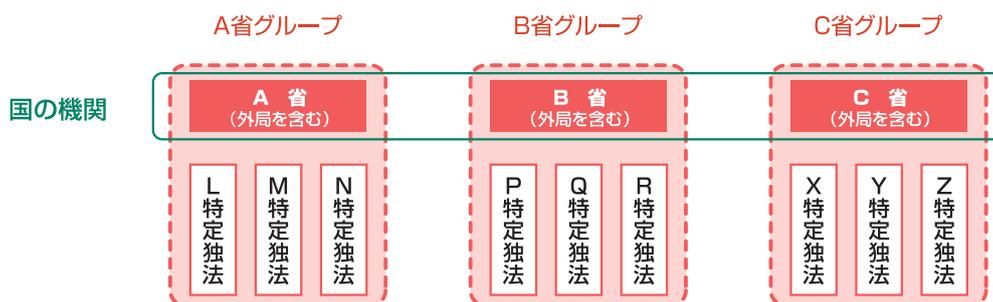
特定の書籍等の監修料に関するルール



国家公務員は、国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を
買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する
報酬を受けることはできません。

※「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



●国の補助金や経費で作成される書籍等

- ① 職員が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。
例：L特定独法が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合
- ② 各省の職員は、国の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。
例：B省が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合

●国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領
できません。

例：C省、X特定独法、Y特定独法がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍を
C省職員が監修する場合

参考

本パンフレットに記載してあるルールに違反した国家公務員は、懲戒処分を受けることになります。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3
ホームページ：<http://www.jinji.go.jp/rinri/>

…公務員倫理ホットライン…

TEL:03-3581-5344
e-mail:rinrimail@jinji.go.jp

これらのルールに反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ
御連絡ください。通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

事業者の皆様へ

平成21年4月1日
近畿中国森林管理局

近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について

- 1 近畿中国森林管理局では、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することとしました。
- 2 近畿中国森林管理局の発注事務については、今後、このマニュアルに基づいて、事業者の皆様との応接や「不当な働きかけ」に対する対応など、以下のとおり取り組みます。
事業者の皆様におかれましては、近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

林野庁発注者綱紀保持マニュアルに基づく主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- ② 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否するとともに、その内容を記録し、発注者綱紀保持委員会に報告します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、「不当な働きかけ」と認めた場合には不当な働きかけの日時、働きかけを行った者の氏名及びその内容等を公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報を聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報を聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

なお、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル（近畿中国森林管理局版）」及び「近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会については、当森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧ください。

コンプライアンスの強化

◆公務員倫理、発注者綱紀保持、外部通報等への対応等について、職場全体としてルールの遵守を徹底

- 農林水産省倫理啓発週間等の機会を捉えて全職員を対象に毎年度効果的に倫理チェックや研修等を実施するとともに、職場での懇談会等の開催を通して徹底を図る。
- 外部通報の内容や倫理に関する非違行為について、接待の実例等を踏まえた処分事例を示し、職員に求められる行動規範を徹底する。
- 発注者綱紀保持マニュアルの遵守を徹底する。
- 外部通報窓口を国民に分かりやすく提示するとともに、職員に内部通報ルールを徹底する。

事業者からの以下の質問に対して答えてはならない

- 例
- ・他の入札参加業者名を教えてください。
 - ・参加しているのは全部で何社ですか？
 - ・他のJVの構成員はどうなっていますか？
 - ・予定価格はどれくらいですか？
 - ・調査基準価格はどれくらいですか？
 - ・〇〇業務の入札公告は未だ出していないようですが、入札説明書や資料を頂けませんか？



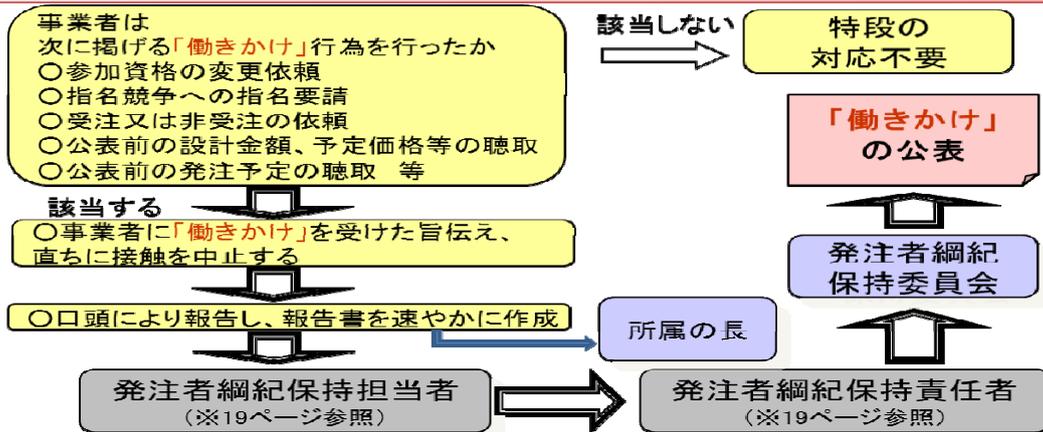
予定価格、調査基準価格、設計金額などを類推させる言動を行わない

- ・事業者から「〇千万円以上ですか、以下ですか。〇千万円以内ですか。何割くらいですか。」などと聞かれ、答えたり、ヒントを与えてはならない。
- ・設計積算途中の金額であっても、百万円単位などの概算額であっても教示・示唆してはならない。

コンプライアンスの強化

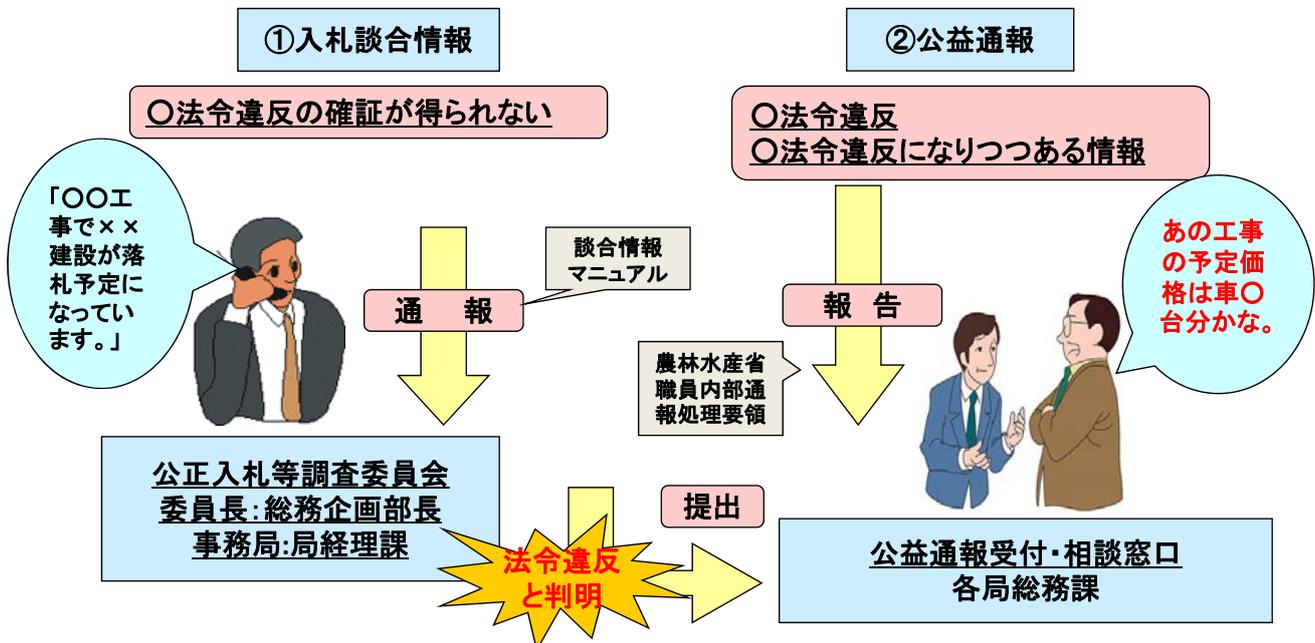
◆職員が違反行為をしてしまった場合の組織内の相談先等の周知徹底

- 職員が違反行為をしてしまった場合の組織内の相談体制の【総務課06-6881-3416】職員周知を図る。
- 第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応について、「速やかに所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告しなければならない。」ことについて職員への周知徹底を図る。



入札談合情報と公益通報

- ① 管理監督者又は発注担当職員が入札談合に関する情報を把握した場合は、公正入札等調査委員会へ通報する。
- ② 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法による公益通報及びその相談を受けた場合は、農林水産省職員内部情報処理要領の通報等受付・相談窓口へ報告する。



指導監督の強化

◆ 職員に外部通報等への対応ルール(林野庁への速やかな報告等)を徹底する

● 外部通報等への対応ルールを徹底する。

○管理監督者又は発注担当職員が入札談合に関する情報を把握した場合は、

→ 公正入札等調査委員会へ通報する。

○管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法による公益通報及びその相談を受けた場合は、

→ 農林水産省職員内部通報処理要領の通報等受付・相談窓口へ報告する。

公正入札等調査委員会事務局:経理課 06-6881-3445

通報等受付・相談窓口:総務課06-6881-3416

国民の皆様の

8つの疑問

にお答えします

——国家公務員倫理法・倫理規程について——

その1

国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程とは、どのようなものですか？

国家公務員倫理法（倫理法）は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした法律です。国家公務員倫理規程（倫理規程）は倫理法に基づく政令で、「利害関係者」に該当する人との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールが定められています。

※ 国家公務員倫理審査会のホームページ（<http://www.jinji.go.jp/rinri/>）には、倫理法・倫理規程の全文のほか、各種広報用資料、解説と質疑応答集等が掲載されています。また、ホームページ上で倫理法・倫理規程や国家公務員の倫理に関する御意見、御質問も受け付けていますので、御利用ください。

その2

国家公務員にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

倫理規程では、「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」など、担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

その3

国家公務員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

国家公務員は、利害関係者から飲食等の接待を受けることは禁止されています。利害関係者からでなくとも、同じ相手から何度も食事をごちそうになる等、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

その4

国家公務員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。（1万円を超えるときは倫理監督官への事前の届出が必要となります。）

ただし、国家公務員による飲食費用の負担が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することは、利害関係者から当該差額分の接待を受けることとなるため、禁止されます。

その5

国家公務員に季節の贈り物やお礼の品を贈ることは問題ありませんか？

国家公務員は利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からはお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、社会通念の範囲内で受け取ることができますが、著しく高額な贈り物を受け取ることや、同じ相手から繰り返し贈り物を受け取ること等、社会通念を超えるような贈与を受けることは禁止されています。

その6

国家公務員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆等をするためには、国家公務員はあらかじめ各府省の承認を受ける必要があり、その際、受け取ることができる報酬の額についても、各府省で基準が定められています。また、報酬の額について事後に報告をしなければならない場合があります。

その7

国家公務員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員の親族の葬儀に際して、仕事上の関係者から多額の香典が集められるというケースが見られました。過去にこのような問題があったことを踏まえ、仕事の公正さに対して国民から疑惑や不信を招きかねないような行為は厳に慎むべきとの観点から、倫理規程では利害関係者から香典や祝儀を受け取することを禁止しています。

その8

国家公務員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。残念ながら、最近でもこうした不祥事が見受けられ、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフや旅行をすることは、国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招くおそれがあります。こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は倫理規程によって禁止されています。

もちろん、ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。また、ゴルフについて、自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ（利害関係者も参加）に参加する場合等、認められる場合もありますし、旅行についても、仕事の都合で一緒に出張をしなければならない場合等、認められる場合もあります。

(詳細については、ホームページを御覧ください。)

公務員倫理ホットライン(倫理審査会の通報・相談窓口)

TEL 03-3581-5344 e-mail rinrimail@jinji.go.jp

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。

通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3 ホームページ <http://www.jinji.go.jp/rinri/>